

従業員の退職時には、個人住民税の一括徴収をお願いします

従業員の退職等があった場合は、必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合は、一括徴収をお願いします。

○6月1日から12月31日までに退職等の異動があった場合○

従業員等からの申出があった場合、未徴収税額は最後の給与もしくは退職手当から一括徴収してください。

○翌年1月1日から4月30日までに退職等の異動があった場合○

従業員等からの申出にかかわらず、未徴収税額は最後の給与または退職手当から一括徴収してください。(地方税法第321条の5第2項)

退職者等が外国へ出国する場合（お願い）

一括徴収は上記のとおり、時期によって取扱いが異なりますが、退職者等のうち、外国へ出国する場合等、退職後に普通徴収を行うことが困難となることが見込まれる場合については、退職する時期にかかわらず、未徴収税額を一括徴収されますようお願いします。

一括徴収ができない場合は、従業員へ納税管理人の届出や口座振替の登録をするように案内してください。

問合せ先

●給与所得者異動届出書の書き方・提出先について●

坂戸市役所 課税課 市民税係

049-283-1331（内線275～279）

●納付・口座登録について●

坂戸市役所 納税課 管理係

049-283-1331（内線253・254）



給与所得者異動届出書の様式はこちらから